

■2020 年度 S 日程一般入試法律科目試験

「商法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨】

株主総会における取締役の説明義務についての理解を問う問題であるが、特に説明義務の例外となる拒絶事由を踏まえて論じることを要するほか、株主総会決議取消しの訴えにおける取消事由についての基本的な理解も問われている。

【解説】

(1) 株主総会に付議された議案の是非を判断するため、株主が何らかの情報を必要とする場合がある。そこで会社法は、取締役・会計参与・監査役・執行役が、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められたときには、当該事項について必要な説明をしなければならないものと定めている（会社法 314 条 1 項本文）。ただし、①当該事項が議題に関しないものである場合、②説明が株主共同の利益を著しく害する場合、③説明のために調査を要する場合、④説明が会社その他の者の権利を侵害する場合、⑤株主が同一事項について繰り返し説明を求める場合、⑥その他正当な理由がある場合には、説明を要しない（同条 1 項ただし書、会社法施行規則 71 条）。

(2) 本件株主総会においては、甲社代表取締役 A は、株主 B から、A が現取締役を再任する本件議案に関して、業績改善に向けた経営方針についての説明を求められたにもかかわらず、正当な理由なく一切の説明を拒否したため、会社法 314 条の説明義務に違反している。したがって、その後成立した本件議案を承認する本件決議は決議の方法の法令違反という瑕疵を帯び、株主総会決議の取消事由（会社法 831 条 1 項 1 号）に該当する。また、株主が主張できる取消事由は当該株主自身に関する手続上の瑕疵に限定されていないし、C は甲社株主であるから（同条 1 項柱書）であるから、本件株主総会を欠席していても決議取消しの訴えを提起する資格がある。さらに、決議取消しの訴えの提訴期間は総会決議の日から 3 ヶ月以内（同条 1 項）であるところ、C が本件決議の効力を争おうとしている 7 月上旬は総会決議の日である 6 月中旬から 3 ヶ月以内であるので、提訴期間内である。以上から、C は本件決議の取消しの訴えを提起して、その効力を争うことができる。

(3) もっとも、招集手続または決議の方法が法令または定款に違反する場合でも、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、裁判所は、決議取消しの請求を棄却することができる（会社法 831 条 2 項）。本件決議は、議決権行使書面による議決権行使の分ですでに成立していたものと認められることから、甲社の業績回復に向けた経営方針に関する説明は、株主が議決権を行使する重要な判断材料となるので、A が本件議案につき一切の説明を拒否したことは、重大な違反にあたり、解するか、あるいは、本件決議に加わった株主は説明拒否を問題にしていないことから、

違反する事実は必ずしも重大とはいえないと解するかが、裁量棄却の可否の決め手になると考えられる。ただし、この裁量棄却制度に言及した答案は少なかった。

以 上